

# 消費税率の引上げ及び消費税転嫁対策について

令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む。）が10%に引上げられます。

## 請負契約における消費税のポイント

### ポイント①

#### どの時点で課税されるのか？

契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます。

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、  
 ○物の引渡しを要するもの → 目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日  
 ○物の引渡しを要しないもの → 約した役務の全ての提供を完了した日  
 となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日以前であれば引上げ後の消費税率が適用されます。

### ポイント②

#### 経過措置とは？

消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます。

工事の請負契約の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかること等を考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率10%適用に係る指定日  
 （平成31年4月1日（←令和元年10月1日の半年前））

〈注意〉増額変更があった場合  
 経過措置の適用工事であっても、指定日以降、変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。

指定日 (H31. 4. 1)	施行日 (R1. 10. 1)	適用関係
契約 ○	引渡し △	旧税率
契約 ○	引渡し △	新税率
増額変更 ○	引渡し △	新税率
契約 ○	引渡し △	旧税率

## 建設産業における転嫁対策及び相談窓口

### 建設産業における転嫁対策

国土交通省においては、建設業法令遵守推進本部の活動等を通じ、次の消費税転嫁対策を実施

①建設業団体等に対し、消費税率の円滑かつ適正な転嫁に当たって、消費税率転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守するよう改めて通達

※「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(H25. 11. 18) (R1. 7. 8)

※違反疑義のある建設業者に対しては、立入検査等を必要に応じ実施

②相談窓口の設置（政府全体、国交省建設業所管部局）

③政府の実施する書面調査並びに国交省において実施している下請取引等実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握 など

### 相談窓口

○内閣府に政府共通窓口として**消費税価格転嫁等総合相談センター**を設置

※国土交通本省においても**消費税価格転嫁等総合センター分室**を設置

電話（ナビダイヤル）：0570-200-123

【受付時間】平日9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）

URL：<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

○各地方整備局等においては「建設業法令遵守推進本部」において対応（**駆け込みホットライン**の活用）

電話（ナビダイヤル）：0570-018-240

【受付時間】10時～12時、13時30分～17時（土日祝日・年末年始を除く）

※地方公共団体においても相談窓口を設置（直接、ご確認下さい。）